

# 相楽東部広域福祉有償運送共同運営協議会設置要綱

平成 20 年 12 月 22 日  
要 綱 第 2 号

## (名称)

第 1 条 この会の名称は、相楽東部広域福祉有償運送共同運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

## (目的)

第 2 条 協議会は、笠置町・和束町・南山城村（以下「三町村」という。）の地域における NPO 法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下「NPO」という。）等による道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 79 条の登録を得て行われる有償のボランティア輸送について、その必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議するために設置する。

## (協議会の設置と主宰)

第 3 条 この協議会は、三町村が共同で設置し、主宰する。

## (協議事項)

第 4 条 協議会は次の事項について協議を行う。

- (1) NPO 等による法第 79 条の登録及び更新の登録内容について
- (2) NPO 等が実施する有償運送事業における課題と問題点
- (3) NPO 等が実施する有償運送事業の適性実施について
- (4) その他協議会を共同で設置している町村が必要と認めることについて

## (構成員)

第 5 条 協議会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 三町村ごとに各町村によって選任され、相楽東部広域連合長が委嘱する委員
  - ア 利用者の代表
  - イ 町村職員
  - ウ 有償運送事業の運送主体となる NPO 等の代表
- (2) 協議会全体として選任され、相楽東部広域連合長が委嘱する委員
  - ア 三町村におけるタクシー会社の代表
  - イ 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局職員
  - ウ 京都府山城南保健所の担当職員
  - エ 学識経験者

## (役員等)

第 6 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を招集し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長の指名した者をもって充て、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日から翌々年の3月31日までとし、再任を妨げないものとする。

2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議会の議事及び会議録は原則として公開とする。

3 協議会の議事は、委員の合議で決するが、協議が整わないときは、会長、副会長及び委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 やむを得ない理由のため協議会に出席できない委員のうち、会長及び副会長である場合を除いて、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。

5 委員は、あらかじめ書面をもって、会長又は当該委員が特定した委員に、合議及び表決を委任することができる。

6 前2項の規定により、代理人を出席させた委員又は委任状を提出した委員は、第1項及び第3項の適用については、協議会に出席したものとみなす。

7 会長は、会議の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(協議会)

第9条 協議会は、次の場合に開催する。

(1) 法第79条の登録及び更新の登録が予定されている時

(2) 重大事故等、問題が発生した時

(3) その他有償運送事業の適性実施に必要な時

(事務局)

第10条 この協議会の事務局は、相楽東部広域連合が担当し、福祉有償運送所管課が庶務を処理するものとする。

(報償費)

第11条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で報償費を支出するものとする。

2 報償費は、日額6,000円とし、交通費については実費分を支出する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。